



# 三重県公報

令和4年8月23日 (火)

第 339 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>病院事業庁管理規程</b>			
8	三重県病院事業条例施行規程の一部を改正する管理規程	(病 院 事 業 庁)	2
<b>告 示</b>			
508	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(健 康 推 進 課)	2
509	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障 が い 福 祉 課)	3
510	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出	( 同 )	3
511	令和4年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項	(市 町 行 財 政 課)	3
512	保安林の指定を解除する予定である旨の通知	(治 山 林 道 課)	4
513	漁船損害等補償法の規定による付保義務発生	(水 産 振 興 課)	4
514	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課)	5
515	特定計量器の定期検査の実施	(計 量 検 定 所)	6
<b>公 告</b>			
	土地改良区の役員の内任の届出	(農 地 調 整 課)	7
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	7
	公共測量が終了した旨の通知	( 同 )	7
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	随意契約の相手方を決定した旨	(宿 泊 ・ 自 宅 療 養 プ ロ ジ ェ ク ト チ ーム)	7

**病院事業庁管理規程**

三重県病院事業条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和四年八月二十三日

三重県病院事業庁長 長 崎 敬 之

**三重県病院事業庁管理規程第八号**

三重県病院事業条例施行規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業条例施行規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第6条関係）			別表第1（第6条関係）		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
10 予防接種料	1件につき		10 予防接種料	1件につき	
イ 予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定によるもの		(略)	イ 予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定によるもの		(略)
(イ)～(フ) (略)			(イ)～(フ) (略)		
(フ) 水痘		9,350	(フ) 水痘		9,350
<u>(ハ) B型肝炎</u>		<u>7,010</u>	<u>(ハ)</u> (略)		(略)
<u>(ニ) ロタウイルス胃腸炎</u>		<u>13,550</u>	ロ その他のもの		(略)
(ト) (略)		(略)	(イ) (略)		(略)
ロ その他のもの			<u>(ロ) B型肝炎</u>		<u>7,010</u>
(イ) (略)		(略)	<u>(ハ) 肺炎球菌感染症</u>		<u>9,150</u>
<u>(ロ) 肺炎球菌感染症</u>		<u>9,150</u>	<u>(イ(ル)に掲げるものを除く。)</u>		
<u>(イ(ル)に掲げるものを除く。)</u>			<u>(ニ) ロタウイルス胃腸炎</u>		<u>13,550</u>
<u>(ハ) 带状疱疹</u>		<u>21,000</u>	(略)		(略)
(略)		(略)	備考 (略)		

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

**告 示**

**三重県告示第508号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和4年8月23日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	指定年月日
薬局	クスリのアオキ 菰野薬局	三重郡菰野町大字永井3093番地30	令和4年8月1日

薬局	ウエルシア薬局 イオンタウン津城山店	津市久居小野辺町 1130-7	令和4年8月1日
薬局	鎌田薬局	松阪市鎌田町字中保 651-18	令和4年8月1日
薬局	ココカラファイン薬局 阿児店	志摩市阿児町鶴方中之河内 4873	令和4年8月1日

三重県告示第 509 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 4 年 8 月 23 日

三重県知事 一見勝之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指定年月日
薬局	スマイル調剤薬局三重大学病院前	津市江戸橋 1-152-2		薬局	令和 4 年 7 月 1 日
薬局	スマイル調剤薬局フェニックス店	津市乙部 5 番 3 号		薬局	令和 4 年 7 月 1 日
薬局	スマイル調剤薬局下村店	松阪市下村町字樋口 997 番地 3		薬局	令和 4 年 7 月 1 日
薬局	スマイル薬局ゆめが丘店	伊賀市ゆめが丘 3 丁目 1-15		薬局	令和 4 年 7 月 1 日
薬局	つばき薬局	鈴鹿市白子三丁目 14-5		薬局	令和 4 年 7 月 1 日
薬局	ココカラファイン薬局阿児店	志摩市阿児町鶴方中之河内 4873		薬局	令和 4 年 8 月 1 日
薬局	みらい調剤薬局	四日市市川島町 6000-175		薬局	令和 4 年 8 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーション灯	伊勢市小俣町本町 1277 番地		訪問看護	令和 4 年 8 月 1 日
訪問看護	津地区医師会訪問看護ステーション	津市島崎町 97 番 1		訪問看護	令和 4 年 8 月 1 日

三重県告示第 510 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から名称及び所在地の変更の届出がありました。

令和 4 年 8 月 23 日

三重県知事 一見勝之

医療機関の種別	医療機関の名称	医療機関の名称及び所在地		標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指定年月日
		変更前	変更後			
訪問看護	訪問ナース・リハビリステーションあゆみの	名張市夏見 2859 番地 1	名張市東町 1697 番地		訪問看護	令和 4 年 7 月 1 日

三重県告示第 511 号

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 114 条及び第 117 条第 1 項の規定（同令第 118 条においてその例によることとされている場合を含む。）により、自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり告示します。

令和 4 年 8 月 23 日

三重県知事 一見勝之

1 募集区分

募集種目	試験種目
自衛官候補生（男女）	筆記試験（国語、数学、地理歴史及び公民、作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

2 募集期間、試験期日及び採用時期

募集期間	試験期日		採用時期
令和4年9月16日(金)まで	筆記試験及び適性検査 (Web試験方式)	口述試験及び身体検査	・令和4年11月末 ・令和5年3月下旬から4月上旬
	令和4年9月21日(水)～9月23日(金) (任意の1日の8:00～18:00の間)	令和4年9月25日(日) ～9月27日(火)	

3 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在で18歳以上33歳未満の男女(32歳の者にあつては、採用予定月の末日現在において33歳に達していない者に限る。)。ただし、次に該当する者を除く。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験場の名称(住所)

筆記試験及び適性検査	口述試験及び身体検査	備考
受検者の任意の場所(※)	陸上自衛隊久居駐屯地 (津市久居新町975)	※ Web試験に必要なインターネットの環境のない応募者は、下表の指定された場所でWeb試験を受験するものとする。

5 志願受付場所の名称及び住所

(1) 次表に掲げる場所

志願受付場所の名称(連絡先)	志願受付場所の住所
自衛隊三重地方協力本部 (電話 059-225-0531)	津市桜橋1丁目91
自衛隊三重地方協力本部 四日市地域事務所 (電話 059-351-1723)	四日市市鶴の森1丁目14-11 阿部ビル2階
自衛隊三重地方協力本部 津募集案内所 (電話 059-224-4324)	津市丸之内26-8 津合同庁舎4階
自衛隊三重地方協力本部 伊勢地域事務所 (電話 0596-23-3880)	伊勢市神久2丁目1-58 角屋ビル2階
自衛隊三重地方協力本部 伊賀地域事務所 (電話 0595-21-6720)	伊賀市緑ヶ丘本町1507-3 伊賀上野地方合同庁舎2階
自衛隊三重地方協力本部 熊野地域事務所 (電話 0597-85-2214)	熊野市井戸町802-13

(2) 各市役所及び各町役場

6 その他

新型コロナウイルス感染拡大防止等により、自衛官候補生の採用試験を延期又は中止する場合があります。

三重県告示第512号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨通知がありましたので、同法第30条の規定により告示します。

令和4年8月23日

三重県知事 一見勝之

- 1 解除予定保安林の所在場所  
志摩市浜島町塩屋字千疋467番9ほか6筆
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

三重県告示第513号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めましたので、同法第112条の2第3項及び漁

船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号）第 25 条の規定により告示します。

令和 4 年 8 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

松阪加入区

**三重県告示第 514 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 8 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ドラッグコスモス松ヶ崎店  
松阪市久米町字向興 1246-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号	横山 英昭

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号	横山 英昭

- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
令和 5 年 4 月 2 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,457 m<sup>2</sup>
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場	50 台	縦覧による
合 計	50 台	

- (2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場	20 台	縦覧による
合 計	20 台	

- (3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設	40 m <sup>2</sup>	縦覧による
合 計	40 m <sup>2</sup>	

- (4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設 1	9.0 m <sup>3</sup>	縦覧による
廃棄物保管施設 2	4.5 m <sup>3</sup>	縦覧による

合計	13.5 m <sup>3</sup>
----	---------------------

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前9時	午後9時45分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場	午前8時30分から午後10時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	位置
駐車場	2箇所	縦覧による
合計	2箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前6時から午後10時まで

7 届出の日

令和4年8月1日

8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9 届出等の縦覧の期間及び時間

令和4年8月23日から同年12月23日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第515号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、名張市及び伊賀市において次のとおり特定計量器（質量計）の定期検査を実施します（ひょう量500kgを超えるはかりを除く。）。

令和4年8月23日

三重県知事 一見勝之

実施の期日		実施の場所
令和4年10月3日（月）	午前10時30分から 午後3時まで	名張市役所
令和4年10月4日（火）	午前10時30分から 午後3時まで	名張市役所
令和4年10月5日（水）	午前10時30分から 午後3時まで	阿保地区市民センター
令和4年10月6日（木）	午前10時30分から 午後3時まで	大山田農村環境改善センター
令和4年10月7日（金）	午前10時30分から 午後3時まで	伊賀市役所 伊賀支所
令和4年10月11日（火）	午前10時30分から 午後3時まで	阿山保健福祉センター
令和4年10月12日（水）	午前10時30分から 午後3時まで	ゆめぼりすセンター
令和4年10月13日（木）	午前10時30分から 午後3時まで	ゆめぼりすセンター

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出がありました。

令和 4 年 8 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

阿山町土地改良区（伊賀市川合 3455 番地）

退任理事

伊賀市玉瀧 8202 番地

磯 矢 節 之

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、四日市市長から通知がありました。

令和 4 年 8 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（3 級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和 4 年 8 月 10 日から同年 11 月 30 日まで
- 3 作業地域  
四日市市桜台二丁目、同市笹川四丁目、同市笹川六丁目及び同市笹川七丁目

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 4 年 5 月 19 日に終了した旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和 4 年 8 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域  
いなべ市北勢町畑毛

## 特定調達公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 4 年 8 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

- |   |               |                                                       |
|---|---------------|-------------------------------------------------------|
| 1 | 物品等の名称及び数量    | パルスオキシメータ 10,000 個                                    |
| 2 | 担 当 部 局       | 三重県津市広明町 13 番地<br>医療保健部宿泊・自宅療養プロジェクトチーム               |
| 3 | 契約の相手方を決定した日  | 令和 4 年 7 月 20 日                                       |
| 4 | 契 約 の 相 手 方   | 三重県津市栗真中山町大縄手 196 番地<br>株式会社八神製作所津営業所 所長 村瀬 大志        |
| 5 | 契 約 金 額       | 81,290,000 円（うち消費税及び地方消費税 7,390,000 円）                |
| 6 | 決 定 手 続       | 随意契約                                                  |
| 7 | 随 意 契 約 の 理 由 | 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に<br>該当 |





---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---